

郡中中心拠点地区まちづくり構想策定業務 仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条

本仕様書は、郡中中心拠点地区まちづくり構想策定業務（以下「本業務」という。）を遂行するために必要な事項についてまとめたものである。

伊予市では、中心市街地のまちづくりの課題や将来ビジョンを踏まえ、まちづくりの目標や数値目標を達成するために必要な事業を明確にした「郡中中心拠点地区都市再生整備計画（第Ⅱ期）」を令和2年度に策定し、令和3～6年度の4か年で、この計画に基づく事業実施するとともに、継続的な住民参画によるまちづくりワークショップを通して、「郡中中心拠点地区将来ビジョン」、「JR伊予市駅周辺エリアデザインノート」を策定してきた。

本業務は、これら過年度業務の事業化と、より高い事業効果の発揮に向け、まちづくり意見交換会の開催支援、郡中中心拠点地区における公共空間デザイン検討、都市再生推進調査会の運営支援、及び以上の成果をとりまとめた「郡中中心拠点地区まちづくり構想」の策定支援を行うものである。

(適用)

第2条

本業務の対象区域は、伊予市郡中中心拠点地区とする。

(関係法令など)

第3条

本業務は、本仕様書及び「愛媛県設計業務等共通仕様書（案）」に準拠するほか、関連法及び関連計画等に基づき遂行する。

(提出資料)

第4条

受注者（以下「乙」という。）は、本業務に先立ち、業務計画書を伊予市長（以下「甲」という。）に提出し承認を受けなければならない。

(資料等の取扱い等)

第5条

- (1) 乙は、本業務の遂行のために甲が所有する資料等が必要な時は、所定の手続きにより甲に請求することができる。

(2) 乙は、甲から貸与された資料等は慎重に取り扱い、業務完了後直ちに返却しなければならない。

(3) 乙は、甲から貸与された資料等を紛失又は破損した場合は、これに代わる同等のものを返却しなければならない。

(工期)

第 6 条

本業務の委託期限は契約日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。

(成果品の帰属)

第 7 条

本業務における成果品は全て甲に帰属し、業務により知り得た事項等についても甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

第 2 章 業務の内容

(業務の内容)

第 8 条

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的・趣旨を把握したうえで、仕様書に示す業務内容を確認し、円滑な業務遂行に向けて、業務計画書を作成する。

(2) 前提条件の整理

業務対象区域における上位関連計画、過年度の整備履歴や現状、地域住民のまちづくりに係るこれまでの取り組み等について、本業務を進める上での前提条件として整理する。

(3) まちづくり意見交換会の開催支援

郡中中心拠点地区を中心に、伊予市内で活動される住民、団体、事業者の方々から対象者を抽出し、まちづくり意見交換会（以下、意見交換会）（2 回程度）の企画、資料作成、及び当日の開催支援を行う。対象者の抽出については、発注者と協議の上決定する。

意見交換会の結果については、本業務の成果となる「郡中中心拠点地区まちづくり構想」、および今後策定予定の都市再生整備計画（郡中中心拠点地区第Ⅲ期、及び伊予市駅周辺地区第Ⅰ期）に反映可能なかたちでとりまとめる。

(4) 郡中中心拠点地区における公共空間デザイン検討

令和 4 年度 JR 伊予市駅周辺整備基本計画、及び令和 6 年度「郡中中心拠点地区まちづくりワークショップ等支援業務」の成果を基に、過年度検討が進められた JR 伊予市駅周辺、国鉄通り、及びその他郡中中心拠点地区の公共空間デザイン検討を行う。また必要な関係機関との協議支援を行う。検討結果については、「郡中中心拠点地区まちづくり構想」と都市

再生整備計画策定に反映可能なかたちでとりまとめる。

(5) 都市再生推進調査会の運営支援

本業務の遂行にあたり、伊予市都市再生推進調査会（以下、調査会）を開催する。

調査会の参加者は、県・鉄道事業者・商店街・タクシー事業者・公募による市民・庁内関係課等を予定し、10名程度による構成で実施する。

調査会は1回程度の開催を予定し、会議資料の作成、会議への出席及び意見のとりまとめを行う。

(6) 郡中中心拠点地区まちづくり構想策定支援

上記までの内容を踏まえ、意見交換会の結果、郡中中心拠点地区における公共空間デザイン検討成果、都市再生推進調査会の結果等を、過年度業務成果である「郡中中心拠点地区将来ビジョン」、「JR伊予市駅周辺エリアデザインノート」に反映し、「郡中中心拠点地区まちづくり構想」としてとりまとめる。

(7) 報告書の作成

本業務において実施した内容を報告書としてとりまとめる。

(設計協議)

第9条

本業務における設計協議は、業務着手時及び成果品納入時各1回、中間時1回を予定する。なお、業務着手時及び成果物納入時には管理技術者が立ち会う。

(完了)

第10条

(1) 乙は、業務完了時には遅滞なく報告し、甲の完了検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後においても、明らかに乙の責に帰すべき不良箇所が発見された時は、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な処置をとるものとする。

(疑義)

第11条

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、監督員と協議し、誠意をもって業務の遂行にあたるものとする。

(成果品)

第12条

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書（A4版） 1部

(2) 電子データ（CD-R） 一式